

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成25年第2回大槌町議会臨時会を開会いたします。

当局から、石津副町長の欠席の報告がありました。

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

1番、三浦 諭君及び2番、芳賀 潤君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第3 報告第1号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第4 報告第2号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第5 議案第3号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第5号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてから日程第7、議案第5号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてまでの5件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総

務部長。

○総務部長（平野公三君） おはようございます。

平成25年第2回大槌町臨時議会に提出する報告2件、議案3件の議決事件について、一括で提案いたします。

報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、地方自治法施行令第180条第1項の規定より平成25年1月28日付けで専決処分を行い工事請負変更契約の締結をしたことから議会に報告するものであります。なお、契約の目的は、吉里吉里地区の漁業集落環境施設における処理場電気設備の災害復旧工事であります。

報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、地方自治法施行令第180条第1項の規定より平成25年1月28日付けで専決処分を行い工事請負変更契約の締結をしたことから議会に報告するものであります。なお、契約の目的は、吉里吉里地区の漁業集落環境施設における処理場機械設備の災害復旧工事であります。

議案第3号工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出するものであります。なお、契約の目的は、吉里吉里地区の漁業集落環境施設における処理場土木建築において土の中に配管されている流出管の破損補修及び汚泥の付着状況による高圧洗浄車の使用等により契約金額が500万円を超える災害復旧工事であります。

議案第4号工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出するものであります。なお、契約の目的は、東日本大震災津波で被災した旧大槌町立大槌北小学校校舎の解体工事に係る工事請負契約であります。

議案第5号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることにつきましては、地方自治法第218条第1項の規定により提出するものであります。土地区画整理事業に係る用地取得支援事業委託料及び職員のメンタルヘルスに係る報償費等により、歳入歳出予算に5,350万円を追加し、歳入歳出総額を773億5,681万6千円とするものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 報告第1号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

専決処分書をお開きください。

1. 契約の目的は、23災第集落1号漁業集落環境施設（処理場電気設備）災害復旧工事であります。

2. 契約の相手方は、岩手県盛岡市高松二丁目20番5号、東洋電業株式会社代表取締役佐々木徹であります。

3. 変更内容は、変更前の契約金額1億1,718万円を変更後の契約金額1億1,771万250円、53万250円の増額であります。

契約変更の具体的な内容につきましては、土橋地域整備部長の方からご説明申し上げます。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 私の方からは、処理場電気設備災害復旧工事の変更理由等について参考資料を基にご説明いたします。

参考資料をお願いいたします。

変更理由です。複合公費が増になった内容ですが、処理場内のハンドボールの破損に伴う撤去・交換で約32万8千円の増です。舗装工関係で9万ほどの増。その他直接工事費の増に伴う変更で11万2千円くらいで、計53万250円になります。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 別にどうのこうのじゃないけどもね、せっかく議会が開かれていますからね、何かかにか言わなければ部長さんも寂しいと思うから一言。これは災害だからわかります実際的には。中を見なければある程度の目安でやるものだからだけでも、ただ、ある程度のこの予算化されて、そして契約したときに修理しなければならない新たに見えてくればそれまでだけれども、そういうところも本来ならば災害という位置づけでやるものだから、新規ではないからね、見ておくべきだと思う実際的には。だから、舗装が5万円だとか、そんなのはどうでもいいが、そういうある程度最初から、こうい

うところもいってるのではないかと、壊れているのではないかと、故障しているのではないかと、そういうところも見ながらやっていけば、それこそ専決処分すればあ
とどうでもいいとかの言い方でなく、なるべくならばそういうことのないように、賛成、
反対そういうことではなく、最初から壊れているのではないかとかなどうかなと見当つ
くものだから、なるべくそういう方向でやってもらいたいです。それだけです。はい。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第4 報告第2号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第4、報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告に
ついてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第2号工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
ご説明申し上げます。

専決処分書をお開きください。

1. 契約の目的は、23災第集落1号漁業集落環境施設（処理場機械設備）災害復旧工
事であります。

2. 契約の相手方は、宮城県仙台市青葉区立町1番3号、共和化工株式会社東北支社
支店長土生正元であります。

3. 変更内容は、変更前の契約金額1億3,419万円を変更後の契約金額1億3,727万
4,900円、308万4,900円の増額であります。

契約変更の具体的な内容につきましては、土橋地域整備部長からご説明申し上げます。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 参考資料でご説明いたします。処理場機械整備災害復旧
工事の変更理由です。材料費なのですが、機械整備周りの手すりの増、埋設管等を含め
たケーブル・電線管等の増によって約150万円の増です。そしてそれに伴って労務費、
人工なのですが、電工等の増によって約157万円の増です。併せて308万4,900円の増と
なっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 特に反対とか野崎さんと同じなのですが、この手すりということで、見てわかるというか、そういうことでもありますし、私自身も自動車の見積もりをお客さんに示して、あらかじめ見えないところは追加があるかも知れませんが含みを持たせて見積もりをとるわけですけれども、見えるところはきちんと見積もりをとって出すということで、それで業者さんの方に見えた部分で、見積もりを見せて落としたというのであれば業者の責任だよと私はそう思っていました。今後やっぱり進め方においては見積もりもそれなりにきちんとしてもらって、安く取ろうと思ってそういうこともあるとは思いますが、やっぱり見える部分は業者の責任になるので、やっぱりきちんと確認をして、見えない部分については追加もあるとは思いますが、そういう面で指導というか話をしたらどうですかと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 実は災害復旧で同時に公共の処理場、その他配管等をすべてのところで過密的な被害を受けて、査定前の日数というか、要するに被災状況を調べて報告して、それに基づいて水産庁の査定を受けました。やはり時間も短かったのですが、その後再度調べて国の方に報告して、こういう部分を見落としていたというか、再度被災しているところを発見ということで国庫補助で認められた物件です。今後とも時間の許す限り、調査員等も含めて何かあった場合には人的に充実させてできるだけ当初で災害等の数量を確認していきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第5 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第3号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1. 契約の目的は、23災第集落1号漁業集落環境施設（処理場土木建築）災害復旧工事であります。

2. 契約の相手方は、岩手県盛岡市本宮五丁目5番5号、株式会社タカヤ代表取締役

社長望月郁夫であります。

3. 変更内容は、変更前の契約金額1億479万円を変更後の契約金額1億2,175万650円、1,696万650円の増額であります。

次のページの資料をお開きください。

1. 契約の方法は、指名競争入札であります。
2. 入札年月日は、平成24年6月26日であります。
3. 指名業者数は、24者であります。
4. 変更仮契約日は、平成25年1月28日であります。

契約変更の具体的な内容につきましては、土橋地域整備部長からご説明申し上げます。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 参考資料でご説明いたします。処理場土木建築災害復旧工事の主な変更理由についてご説明いたします。まずは流出管工です。これはオキシレーションディッチという最初に汚水が入る池から最終沈殿池という汚水を処理する槽にいく管になります。これが埋設管になっておりまして、それが破損しているのが契約後にわかりまして、それで先ほど言いましたとおり水替工等を国庫補助できるということに変更を認められている物件になります。それでその流出管工の破損によってそれを補修したということで、約220万円の増となっております。

次に汚水水替工ですが、先ほど言いましたとおりオキシレーションディッチの汚水を最終沈殿池に仮に移したということで、中の汚泥等の処理も生汚泥なのですがそれらの処理も含めて約990万円の増、これはあくまでも流出管工の管を修理するためにはその水を抜かないと修理できないので移したというものです。そして汚泥も処理したということになります。

次に汚泥清掃工の増ですが、汚泥の付着物を高圧洗浄機で除去したということで約100万円の増です。

次に汚泥運搬処理の増ですが、オキシレーションディッチの汚水処理を実施するところに地下室があります。その地下室にも汚泥の流出、土砂等が入ってましたので、そのための処理、30.1立米の増となりまして、これも210万円ほどの増、その他166万1千円の増、換気設備補修等の増です。それで合計で1,696万650円になります。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

- 2番（芳賀 潤君） 確認をさせてください。吉里吉里のところのやつなのであれなのですが、最終的な工期がいつまでだったか確認したいのと、今の処理はあくまで簡易処理でやっているのでしょうか、その辺のところお願いします。
- 議長（阿部六平君） 財政課長。
- 財政課長（澤館和彦君） 当初の工期については、3月15日となっております。
- 議長（阿部六平君） 地域整備部長。
- 地域整備部長（土橋清一君） 現在、災害復旧の方はほぼ終わってまして、今月の下旬ころ総合試運転を行って高度処理に入る予定です。固形塩素による簡易処理を行っておりますが、今月中に被災前の状況になります。
- 議長（阿部六平君） 野崎重太君。
- 12番（野崎重太君） 芳賀議員と同じく関連するのですがけれども、今実際的に3月でやればどうのこうのと言っていましたけれども、吉里吉里中学校に仮設住宅があちこちあるわけですがけれども、浪板も含めてですね、そこには簡易の処理場があって川に放流することをやっているのですがけれども、これができることによって、今の吉里吉里の仮設住宅のところ浪板も含めて、そういう下水処理はこれに運ぶようにするのだか、あくまでも仮設は仮設で、仮設が終了するまで仮設で終わるのだというものなのか、そのようなところをお伺いしておきます。
- 議長（阿部六平君） 地域整備部長。
- 地域整備部長（土橋清一君） 仮設住宅の浄化槽等については、仮設住宅が存知している限り浄化槽でやって、今後防集移転先とか、あとは区画整理が入れば、今の下水道のところに入るようになりますという計画になります。
- 議長（阿部六平君） 東梅 守君。
- 3番（東梅 守君） この変更の内容なのですがけれども、実は処理場、津波による被害ということ想定して復旧工事をされる際に、常識的にたまたま管が破損しているのを見つかったということで、この汚水の入れかえというか、ようは出さなきゃなくなったということで、金額が変更になっているわけですがけれども、実際の話、津波で被害を受けたところで、水が入ったところで、いろんな土砂も入れれば、いろんながれきも入ると、もし損傷が見つからなかったならば、稼働する予定だったのででしょうか。その辺を考えると納得のいかない内容だなと感じております。それから、汚泥の清掃にしてもそうですし、全部一回は外に出して、やっぱりきれいに洗って稼働させるのが常識なのではな

いのかなと、その辺を見落としていた又は全体図を見落としていたと言わざるを得ない内容ではないかな。金額も大きいので、ただこれはやらなくてはいけない作業なので反対はしませんけれども、今後津波の被害を受けたところで復旧する際にその辺のところをきちっと精査する必要があるのではないのかなと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 実は、今の流出管は埋設管で、たぶん地震による破損だと思われま。それで当初調査の段階では水漏れは見つからなかった。後日漏水して地上に現れてそれで発見した。そして、流出管工を修理するためには、池の水、汚水をすべて抜かないと修理できませんので、そういう工程で修理しました。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 管の破損は仕方ないと思います。地震にしる津波にしる。ただ水槽の中にある水というのは、津波で入ったものも相当あるだろうから、やっぱりそれは一度取り除いて、稼働する際には再稼働するというのが常識的な考えでなかったのかなと思うと、その辺の費用もきちっと見積もるべきではなかったのかなと思います。管の処理の部分は220万円、汚水の水の取りかえの部分は990万円とここが大きいわけですね。ここは当初から必要だったものではないのかなと指摘です。是非その辺を今後復旧工事の中でいろいろあるでしょうから、是非見落としのないよう、考えられることを想定したうえで見積もっていただければなと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 汚水はやはり本来攪拌機でやって、ある程度水を抜かなくても、できた時点でオキシゲーションディッチから最終沈殿池でそこで処理が始まります。ですから本来ためておいても問題はなかったと判断しておりました。大槌町浄化センターもそのようなやり方で修理はしたのですけれども、一応何もないという判断で水を抜かなくてもいいと、たまたま管が破損したために抜かざるを得なくなったという状況です。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 復旧工事に関しては異論はありません。これは、昨年7月4日の臨時議会で決まった工事なんですけど、その中で、その時漁排の補正の中で1,100万円の委託料が出たのです。その内容が今後の漁排のありようを調べてもらうために委託するのだという内容でした。7月、今が2月、7か月くらいたってます。今後漁排を取

り巻く土地利用のありようがまだ正確に決まっていな中での委託ということだったのですが、いつごろ調査結果等が出てくるのか目途を教えてくださいたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今の吉里吉里地区と浪板地区は、今後防集事業等で移転先等が定まってくる。その規模等について、例えば処理場で処理していいのかとか、あとは一部下水道管に接続まで至らない小規模のところであれば浄化槽でいいとかというような調査、例えば今の処理場の規模、増設計画がいつごろにすべきかというようなことを調査しているのですけれども、3月末くらいにはすべて報告が上がる予定です。漁排の今後の全体の構想は今調査しています。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） いろいろと出尽くしたなと思いましたが、私も聞こうとしていたことは今東梅議員が言っていることで、あのかの部分で、大槌町のこの震災を受けて地盤が下がりましたよとみんなご承知ですよ。吉里吉里の漁排のもの自体の海に放流している場所、昔から吉里吉里のあそここのところに出てますよね。あそこは何センチ下がったのかということで、あそこはタラップ式で波が来たとき閉まるようになっていると思いますけれども、そういうものの逆流、それからオキシデーショディッチからポンプで押す力、どっちが強いのかかなり気になっていた。その結果も出てくるのかなという思いをしておりますが、そのところ、この内容については、かかるものはかかるのです。けれども、排水が逆流した場合、一番懸念していたのですがそれについては大丈夫ですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 圧送管というか放流管については、小松議員さんが言いましたとおり、弁天島の方に抜いて今の吉里吉里の海水浴場には入らないような区域に持っていったのですが、今後はあそこに防潮堤ができます。それによって防潮堤の法線と考えて、やはり吉里吉里の海水浴場外の方に、例えば勾配が取れないのであれば圧送方式になる。できれば自然流化で流したいですが、今の防潮堤の形態が定まっていますので、そのとき確認したいと思っています。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。そうすると部長、防潮堤ができますと、それによって自然流化の排水ですよといったところが、逆にできない状況になったとき

ポンプアップしてやることになるのですが、その時の予算というものは、これは町負担でなく、大丈夫防潮堤ができてからできないよと、国の予算を受けれるという状態ですよ。確認です。（「はい」の声あり）

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第4号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1. 契約の目的は、旧大槌町立大槌北小学校校舎等解体工事であります。
2. 契約の方法は、指名競争入札であります。
3. 契約の金額は、5,964万円であります。
4. 契約の相手方は、岩手県北上市村崎野15地割312番地8、株式会社小原建設代表取締役小原志朗であります。

次のページをお開きください。

資料として入札の状況を報告します。

2. 入札年月日は、平成25年1月29日であります。
3. 指名業者は、20者であります。

契約の具体的な内容につきましては、土橋地域整備部長からご説明申し上げます。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 参考資料でご説明いたします。まず落札率ですが78.26%です。工期期間ですが2月12日から3月31日まで48日間。一応年度内で切りまして、3月の定例会で繰越処理したいと考えております。それで工事の概要です。校舎

A、B棟に分けまして、校舎A棟ですが、延べ床面積が2,108.35平米、そのほかはご覧のとおり面積となりまして、合計の面積を言います。4,732.98平米になります。コンクリートの取り壊し量です。これが2,988立米、トン数に直しますと7,022トンとなります。参考資料の次のページには全体の配置図、次のページには1階の平面図、次のページには立面図を添付してございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（阿部六平君） 質疑に入ります。三浦 諭君。
- 1番（三浦 諭君） 北小学校、私の母校でありまして寂しい思いでございます。工事については決まったことですので結構だと思いますが、こちらの仮設商店街、結構人が出入りするかと思うのですが、解体の際の工事車両はどちらの方から出入りするのかわか、お聞かせいただければと思います。
- 議長（阿部六平君） 地域整備部長。
- 地域整備部長（土橋清一君） やはり今の県道から入って、それで当然誘導員、整理員を配置して、そして今の仮設店舗との境付近には、やはりフェンスを張ってほこりとかいかないような工事を進めたいと考えております。
- 議長（阿部六平君） 小松則明君。
- 7番（小松則明君） 私は大槌小学校出身でございました。北小は後でできたので、本来であれば北小に入りたかったと思っておりました。それで、解体の工事が始まるということで何回も前にも言いました。あそこの部分に付いている太陽光の部分の再利用はできるのかできないのか。それについても、太陽光のものに対して、分解あるいは再設置並びに充電設備を設ける場合、それが逆に多くかかってしまう、逆の方向なのか、逆とはお金がかかり過ぎるのか、新しいものを付けたほうが安いのか、その精査を間違えないようにやってほしいのと、また、コンクリートというものは、RCというものに変化しまして、再利用というものを考えて今公共事業ではやっておりますけども、このコンクリートについても今後の復興についての再利用をするという意味のコンクリートの数量でしょうか。お願いいたします。
- 議長（阿部六平君） 地域整備部長。
- 地域整備部長（土橋清一君） 北小の天井というか屋根にかかっている太陽光なのですが、あれについては、3年、4年くらい前に設置したもので、屋根についている太陽光パネルなのですが、あれはまず再利用可能と考えております。工事費がちょうど2,000万円

くらいでした。太陽光パネルの方が結構な値段を占めていますので、それは今後の公共施設等の建物に再利用は可能だと思います。ただ、電池の変換機というのがあるのですが、それはダメになっています。あとそれから、コンクリートなのですが、これはやはり復興資材として今後の盛土等、いろんな活用を考えたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） さっき説明の中でとりあえず年度なので48日間で繰越を3月の定例会で考えていると言っていました。最終的にはどれくらいの工期、住民が心配なのはいつ全部終わるのかになると思う。最終的にはいつを見込んでいますか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） やはり全体で5か月から6か月くらいかかります。今実際、病院等もおよそそれくらいの工期をとっていますので、ただ、大槌病院の場合、1.6倍くらい大きい建物なので、それ以下にはなると考えています。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） そうすると夏ごろまでかかるということですよ。半年だと7月くらいまでですかね。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） やはり隣が仮設店舗があるので、パーティー数、例えば片方から行くのではなく、やはり何パーティーかを入れて、支障のない安全を考えながら、攻める方法もあれば、そうすれば工期の短縮にもつながると思います。今言ったのが最大の工期で相当縮まると思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今の工期について関連質問します。関連ではないそのものですね。実はこの入札結果調書というのが私たちの手元にもみなさんにきております。この解体工事、それで工期、平成25年2月12日から平成25年3月31日までとなっているのです。これを見ると3月31日までに壊してしまうのだなと普通考えますよね、聞いたら7月くらいまでかかるのではないかとということで、その整合性が合わないのですその辺の答弁をお願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） この解体工事、環境省の方から査定を受けて、査定されまして実際設計したものなのですが、やはり環境省とすれば年度内発注の思惑があり

まして、やはり少しでも早く、契約繰越も考えられるのですけれども、やはり年度内にやれることが、環境省の思いもありましたものですから、年度内発注して工事に入って繰越によって完成させたいということで進めております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） ちょっと視点を変えて、小松議員から太陽光云々かんぬんとありましたけれども、かつて2回くらいかな、ボランティアからお願いされて北小の中を見たことがあるのですが、結構物品がね、町のうわさでは自転車は自転車店にやったと、なんだ京都みたいだなと聞いてましたけど、その中身はどうなるのか、はい。どなたか知っている方。結構ものがあつたから。はい。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 支援でいただいていたものを置いていたところもありますし、本来の北小の備品もございます。冬休み等をかけて、ほとんど使えるものは搬出してございますし、今議員お話があった自転車については、まごころネットさんのところで、町内のボランティアさんたちの移動にということで貸し出す形をとって今使っております。あと残っている自転車については、整備ができなくて処理するものとして数台は残っておりますけれども、あらかた大きいものについて、備品等については運び出してございます。あと2階の理科備品だけ現在ちょっと残っておりますけれども、学校と協議して、そこはしかるべき再利用なり廃棄なりの手続きをとっていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） ちょっと細かい話になるのですが、いただいたカバンなんかも相当数あるという話をしている方もいますけれども。はい。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） カバンについては、昨年度、それから今年度も配付しまして、あと残はほとんどございません。あと、制服等についてもサイズがかなり大きいものが190とかかなり大きいサイズが残っていたものについては、高校さんと連絡を取りながら、高校生にも使っていただく。ただ、商店、業者も営業をしておりますので、その営業の妨げにならないということも考えてやる、洗濯のかえの時の制服等が必要であるといったようなことでの配慮等もしながら、粗末にしないような対応をとってございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 何でお尋ねするかというと、いまだに焼却炉に米捨てたとか、み

そ捨てたとか、いつか担当者から聞いてみたいなど思っているのだけれども、ラーメン捨てたとか、せっかく善意でね、遠くからわざわざ運賃かけていただいた品物を何が何だかわからないけれども、そういう処理の仕方は絶対許されないことだと思うのです。だから、北小の中にも結構、簡単に言えば子供たちに使えるような物品がいっぱいあるわけですけれども、どんな形をとってもいいですから粗末にしないで、子どもたちに、家庭に渡すような方法を考えていただきたいなということで今出したわけですけれども、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第5号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第5号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第5号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額1,060万円は、土地区画整理事業に係る震災復興特別交付税であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額4,240万円は、土地区画整理事業に係る東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

19款諸収入4項雑入、補正額50万円は、職員のメンタルヘルスに係る地方公務員災害

補償基金からの助成金であります。

2ページをお開きください。

歳出。

2款総務費1項総務管理費、補正額50万円は、職員のメンタルヘルスに係る報償費等
であります。

8款土木費4項都市計画費、補正額5,300万円は、土地区画整理事業に係る用地取得
支援業務委託料であります。

3ページをお開きください。

第2表 繰越明許費。

8款土木費4項都市計画費、事業名用地取得支援事業、金額5,300万円、土地区画整
理事業区域内の用地取得に係る支援業務について、用地交渉から契約まで継続して実施
するため繰越明許費を設定するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、第2表 繰越明許費。小松則明君。

○7番（小松則明君） 繰越明許費、事業名用地取得支援事業、わかっております。わか
っておりますけれども、いろいろな方々がいろいろな言い方、言い回し、いろんな立場
で聞くといろいろな考えを起こして変な方向に考える人もいます。もう一度、簡単に、明
瞭にかつやさしく中身を教えていただけないでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） なかなか簡単に明瞭にということではありますが、ご期待
に添えるかどうかわかりませんが、私なりに説明させていただきます。今回提案
しております用地取得支援事業でございます。5,300万円という多額の予算でございま
すが、町方地区ほか3地区で実施いたします震災復興土地区画整理事業。また6地区で
実施いたします防災集団移転事業の移転先団地または移転元の購入費、こういったきわ
めて大量の用地を短期間に用地交渉を行って、契約または移転登記の手続きを行う必要
がございます。大槌町の体制といたしましても、12月1日付けで都市整備課内に用地対
策班を新たに設置して用地買収を促進するというところとしておりますけれども、
登記決め方が亡くなっている場合、正当な相続人の確定を行う必要もござい
ます。また、現地等構造、登記事項要約書に不付き合いが生じていたり、あるいは抵当権の抹

消、こういった専門的な知識を要する場合も多々ございます。このような中で、復興交付金の効果促進事業の中で今回提案してございます用地取得支援事業の用地補償業務に精通いたしました専門のコンサルタントの活用が認められたということで今回お願いしたところでございます。繰越も併せてお願いしているわけですが、先ほど申しましたとおり、相続関係の調査、あるいは正当な相続人の確定または抵当権の抹消手続き、これは当然銀行さんとのやり取りがあるわけですが、こういったのに時間を要するだろうということで繰越をお願いしたところでございます。収入は、土地区画整理事業の中の原価補償金額9億6千万円分認められております。面積といたしましては、4地区で約5ヘクタールの買い取りをしなければならないということになってございます。この5ヘクタールがある時期までに買収が進まないと、仮換地指定の手続きが遅れてしまうということにもなりますので、これについて早急に対応させていただきたいということで、今回補正をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 課長、しゃべれば難しくなるもんね。いくなれば簡単に言えば、大槌町民の個人が手続するのにいろいろ大変だろうから代わりにお金を使いますよ、相対的に言えば、いろんなものを調べたり、事業をするために個人負担はかけないよとか、土地を取得する大まかなことでいいのですよね、考え方とすれば。難しいことを言えばこんがらかるので、ゆくなれば、個人の負担を少なくするということですね。大義名分でもよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 今、小松則明議員さんが本当に町の考えは理解していただいて、そういうことも含めて町の方としては早急に対応するというので、今回はご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この都市計画費、用地取得支援事業なのですが、先日の新聞で陸前高田、今土地の取得に動いている段階なわけですけど、大槌町も同じような形で動いているわけですが、その中で先ほど課長の方からも話がありました。相続人が確定できない場合、例えば陸前高田の場合であれば、自分がそこに長く住んでいて、ただ浸水域でダメということで、そこは売って高台移転しようと思ったら、高台の土地が先代からの土地で登記されてなかったということで、相続人、自分の親族ですね、やったと

ころ親族から許可が下りなかったという、相続人は応じられないということで、実際の話町内の区画整理事業をする中で、当然登記上の親族が今回の震災で亡くなる又は以前から亡くなっていて、たまたま相続登記をしていなくて、そのまま現在住んでいたのだけれど、今度買い上げてもらうためには相続人全部から承諾を得なければならないといったときに、その方々が応じなかった場合には、当然現在進めている計画の図面上のものが変更になったりとか、いろいろ出てくる可能性があると思うのですが、その辺についてどの程度考えていらっしゃるのかをお願いします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 先ほど5ヘクタールというお話をさせていただきました。これについては、減歩率を定義させるというのが一番大きいものでございます。そういう中では、現在4つの地区の中で町の方に処分していいよという希望者も多々ございます。そういった方へも単価をお示ししながら発送手続もしておりまして、現在町の方が発送した面積が約7万5千平米でございます。そのうち回答いただいた面積が5万4千平米ということで1月末現在ですが、当然5ヘクタールは超えているという状況でございます。そういう中で今ご質問の登記名義人の方が亡くなっていると、そういう方は当然相続が発生するわけですけれども、そういった中で相続人の方で応じなかったということがあるかとは思いますが、そういった場合については買収することができないということになるわけでございます。区画整理事業につきましては、原価買収は当然できないわけですが、その所有者の方に土地についてお返しをするということになりますので、現段階では、事業計画の変更ということは生じないというふうに考えております。以上です。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それについて続けて質問させていただきますけど、実はその土地を売って住宅再建の足しにしたいと考えている方もいらっしゃると思います。実際にいるというふうに伺っております。ただ、その相続人の問題で買い上げができないとなったときに、その方は住宅再建を断念せざるを得ない状況になってくる。この辺に対する町としての助成のあり方は何か考えられないものか。何か手助けすることができないものかどうかとか、その辺考えているかどうかお尋ねしたいと思います。

その方は住宅を再建できる収入があるわけですから。働いていて収入があるわけですから。ただ、その土地を売れば早く再建が可能になるわけですから。けれども相続の問題でできない

といった部分で、再建の手助けを何かかにかの手助けをする形をとれないのか、今の制度以外にですよ。この土地の部分で、法的な部分でもうちょっと被災者の人たちがスムーズに住宅再建に入れるように、要はローン組めるように、ローンの額が増えればそれだけ生活が苦しくなるわけですよ。その土地が売却できることによって借金が軽く、負担が少なくて済むということで何とかできないのかなと思いますので、是非今後考えられるのであればお願いしたいと思うのですが何かどなたか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） その相続の関係でいいますと、町が把握しておりますいろんなデータですとかを教えるといえますか、制度の仕組みを教えながら、粘り強くほかの相続の方と交渉をしていただくということを提供していくしかないのかなと。あとは個々でそれぞれで判断していただくということしかないと思いますし、またローンの関係での話がありましたが、被災者ローン減免制度という制度がございますので、そういったのも活用していただくというのもご提供できるということぐらいしかないのかなと思っております。以上です。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） みなさんが用地取得について聞いていますけども、私も視点を変わったところで、今町内の浸水地域にも工場を建てたり、いろんな事業をやっている人がいます。さらにまた浸水しないところでも事業をやっている人たちがいますけれども、例えば用地を取得するときですよ、これは税金だから国民みなさんが負担している税金です。この金を使って用地を取得するわけですけども、私はこう考えています。なるべくなら事業をやっている人たちなら移動させないように、結局今、田んぼとか畑とかそういうところに仮設住宅なりそういうものをつくっている。そうしたとき移転補償費が上がってくるわけです。事業やっていけばどうしても。その工場を建てかえなきゃ。働いている給料のこともある。売り上げからいけば。そうした場合、新しい土地を求めようとするときには、是非そういうような仮設を建てているような場所とか二重に金のかからないような土地を取得してもらいたいと私はこう思っておりますけどどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 仮設住宅は48箇所ほどあって、そのうち土地利用しているのが5箇所ございまして、今後災害公営住宅が進んでくれば、仮設住宅の方々が災害

公営住宅の方に移動してきて、そうすると土地がどんどんあいてきます。そして全体的にどこの仮設には2人とか、そういう方々はできるだけ引っ越ししてもらってある仮設団地を集めてきて、どんどんどんどん仮設住宅の跡地は解放していくような形をとって、それについては、町の防集等の移転先あるいは民間事業者の活用等を考えた土地になってもらえればと考えております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） まさしくそういうふうになれば大変いいなと思っております。ただ、最近の話ですとある事業を起こしているところを買うのだと話が蔓延しているので、そうなれば事業を起こしている人の移転補償費とかというのでも金がかかってくるのではないかと、そこを懸念して質問したのです。だからなるべくなら今の方法をとりながら同じ税金を使うにも二重にも三重にもかからないような方向を目指していただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） 金崎議員さんのご質問ですが、全くそのとおりでございますが、いずれ計画の中には工業団地という形で、例えば防集で移転した残ったところを工業団地という形で今区域割をしながら計画をしているところでございます。ただ残念ながらまだそこが団地としての買収はまだ終わっていないという状況ですが、もう一つは工場を立地する場合の当然金銭的なものがありますが、そのために国、県の補助金もございりますが、独自に前回の全協だったと思っておりますが、そのときにも町独自の限度額1,500万円の補助金を大槌町独自でプラスして補助を出すので町内に工場を設置してほしいということでの今思い立つとすればそういった事業を用意しているということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。

6ページ、歳入。9款地方交付税1項地方交付税。

17款繰入金2項基金繰入金。進行します。

19款諸収入4項雑入。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 地方公務員災害補償基金メンタルヘルス総合対策事業助成金について詳しい内容を教えてください。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） この助成金ですけれども、地方公務員災害補償基金というところ

ころがございますけれども、公務災害で実際に亡くなられた方に対して補償するという機関であります、ここから被災地の職員に対するメンタルヘルス一定の補助を出すというようなことで、研修会とかメンタルヘルスのチェックとかという部分に対して補助を出すということでメニュー化されているものです。本年度からということになります。来年度もということもありますが、本年度から始まったもので、今回うちの方も手を挙げてこの助成金をいただいて事業をしたいということで考えておりました。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今年職員の方もお亡くなりになられていろんな意味でメンタルヘルス、ケアも必要でしょうし、いろんな部分が必要になってくるのだらうと思います。また、職員のことがあるから町長は記者会見等で今後職員のケアのことをやっていかななくてはいけないと言っていましたけども、実は以前から考えられることであって、職員だけではなくて大槌町にいる方みんなそうなのではないかなと思います。被災地にあっては、心に大きく傷を持ったり、病を抱えている人が多かれ少なかれいると、度合いも個々によって違くと、そういう状況を考えれば職員だけではなくて町民に対してもそういった対策をきちっと予算化してとるべきではないかなと思います。そして今日担当課の方がいらっやいませんので答弁はいりませんが、実は前に被災者支援室の方たちの出席を願って大槌町で町民に対するケア等を行っている人、見回り等を行っている団体を集めて、ここの会議室を借りて、横のつながりをもってやりましょうという提案をさせていただきました。ただその後どうなったのか全然見えてこないのですけれども、きちっと支援室の方で何らかの具体的な計画を立てているのかどうかその辺も是非町長、大槌町全体の問題なので、もちろん職員はそのとおりですけれども、大槌町民全体の問題だと本当に考えていますので、その辺もきちっとやってほしいなと思います。よろしく願いをして終わりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 大変ありがたい補助金だと思います。私は昨年6月だったと思うのですけれども、職員の顔色が悪いので質問いたしまして、そういうメンタルヘルス等について実施するというような回答を得たと思うのですが、昨年メンタルヘルスケアとか、そういうことに関してどういうことをなされたのか、なされてなかったのかお聞きします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） メンタルヘルスの関係ですけれども、職員においては、プロパー職員と派遣職員とございます。プロパー職員につきましては、実際にメンタルヘルスのチェックを行いまして、そこでチェックがかかって専門医の相談とかという部分で必要な方々については継続して先生に診ていただいている状況がございます。また派遣職員につきましては、県の市町村課を中心として個別面談等を通じてメンタルヘルス等に対してチェック等をしてまいりました。今回不幸なことが起きたことを含めて、もっと充実するというので今回いろんな施策をとりながらまとめていきたいと考えておりました。

○議長（阿部六平君） 進行します。

7 ページ、歳出。2 款総務費 1 項総務管理費。進行します。

8 款土木費 4 項都市計画費。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7 番（小松則明君） 用地取得支援事業業務委託料ということで、この東日本大震災という大きな津波でかなりの人間というか住んでいる人が亡くなりました。その前にもいふなれば阪神淡路、中越で、いろんな部分で被災した方々がおりました。その中でいろいろ法律が変わってきました。今回の東日本大震災においてかなりの多くの、いふなればさっき言った相続ですよ。相続の問題で区画整理からいろんな山を削りたいけどもできないというものをここの議場の場で言ってもものにはならないです。国自体が変わらなければならないのですけれども、この状況というものをここの場所から挙げてやらないと国はわからないと思います。そのところを動けないのだぞと、進まないぞと、そういうものに対して、町の方から、議会の方からということでみんな重々わかっていると。国の方でも。そのところに対する法案とか陳情ではないですがやらなくてはならないということをお願いしたいと思います。

それと議長、今日この部分でしかないので、区画整理費ということで関連付けて、ダメだったらそこでストップさせていただいてもよろしいです。これ町長、前にも町、議員でみんなで一生懸命やっているトンネルの話。できるの、できないのということであつながらがでてくるのです。土地区画整理。いふなればあの計画している場所もしくは近くの場所、いろいろありますけど、もしここで国、県がやらなくても大槌町はやるぞと。いうことを言ったならばですよ、全然大槌町の区画のまちづくりが根本から変わりますからね。あのトンネル一本通した時点で、町自体の形成というものは今以上に進みます。

そういう今決断が必要ではないかなという思いをしてみましたけども、国、県がやらなかったら大槌町がやると。実際の話、20億そこそこでトンネルを掘れるという話になって、震災前、庁舎もつくらなければならない。土地を買わなければならない。そういうときいくらかかる。23億から26億かかるという話を聞き覚えありますけど、それやったらできるのではないかと。町でもやって、トンネルを掘って町民の方々が反対するとは全然思えないのですけども、このくらいの震災を受けて、大槌町に貢献するトンネルをつくって、今つくらないでどうするのだ。国、県が助けてくれるのであればいいけれども、そうでなかったならば町でやるぞというそういう心構えが必要だと思いますけどどうか町長。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 復興がなかなか進まない現状の中での議員の質問かと受け止めておりました。震災からもう間もなく1年と11カ月になろうとしておまして、一昨年の12月26日に議会の議決を経て復興計画の基本計画が策定されて、そして翌年の3月には大槌町の青写真的な土地利用の計画が完成して、そしてそれに基づいて5月から8月まで住民の説明会をこなし、そして9月の大臣同意あるいは都市計画決定を踏まえて、大槌町としてのこれからの復興のいわば絵をかいたと。これから着色していかなければならない状況の中に、今直面する課題が、職員の確保、それから土地の確保、そしてこれから本当に発注が始まってきますと業者の確保という問題が生じてくるかなというふうに思っています。

大槌町が独自に町の考え方として実行するということについては、やはり思いは小松議員と同じでございますが、やはり法の壁、組織の縦割り、そういったことをやはり踏まえていかなければならない現行の法律の下では、やはりそれでやっていかざるを得ない状況にあるということについては、みなさんご承知のとおりであるわけではありますが、先日都市計画審議会が開催されました。その中で、担当者はこのような厚い六法を持ちながら、そこに附せんを張って、それをいちいち開いておりました。平時の対応で今大災害の復旧復興の事務事業をやっていかなければならないことについては、本当に今この千年に一度とも言われる大災害をこなす中で、平時のやり方で本当にいいのだろうかという思いが毎日しているわけでありまして。私から言わせれば、本当に小松議員と同じでございますが、たかが100年かそこその前につくられた法律で、今本当に壊滅的な状況で立ち上がらなければならないときに、そういった法律に縛られること自体が大変

な状況であって、常々私は言うておりますが、時限立法的にエリアを限定して首長に任せて、そしてその為政者が暴走しないように議会が認め、そしてしっかりしたパブリックコメントの下で住民が認めるものであれば、被災地の自治体に任せることも必要ではないのかなとも思うわけですが、前段申しましたとおり、やはり法の壁がある、もちろんこれをこなしていくには法律的なところをこなしていかなければ不平等、不公平が生じるということから、やはりこの措置法的なところで対応をお願いしていかなければならないという思いがしております。

我々が復旧、復興を図っていくには、やはりどうしても土地の確保なわけですが、これから望ましい単なる復旧だけではない、単に元の町に戻すだけではない、そういった取り組みについて国に理解してもらうためにはやはり議員のみなさん、町民の声を聴いて一丸となって国に要望を申し上げていかなければならない。そのためにも議会として議員活動の中で、陳情をお願いしようという意見書を出してもよろしいのではないかと、もちろん意見書がなくてもそういった行動については、議会とよく相談しながら対応していきたい、そのように考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 町長まさしくそのとおりです。私は率直に町でやるのであればやれという話は言いますが、実際の話今まで見てきてみんなわかっているのです。法という壁があり、条例という施行があり、その順番があり、一文字一文字作って上に挙げなければならない。だからさっきも言ったとおり、震災の特例はないのでしょうかということに結びつくと思います。町長が私の意見と同じだと、私たち議員の意志と同じ気持ちがあるよということで受け止めました。町長、これからいろいろな部分で議会といっしょにつくるという意味では同じ方向を向いていると思います。まずやりたいということは先頭を切ってやって、議員を納得させ、いっしょに進むことが最善だと思います。これからも言うてみてください。以上終わります。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今随分小松議員さん思い切ったことを言うなと聞いていました。このトンネルを掘るとい事業の話ですけれども、議会で政務調査会で集まって将来に向かってまちづくりをどうしたらいいか、こういう案もあるのではないかとみなさんの賛同を得て道路のトンネルについて話し合った。町長さんにもお願いして、確かにこの道路があれば町の将来はうまくいくのではないかと賛同をもらってやっこここの運びに

なった。ただそのときですよ、あまり言わなかったけれども、本当はルートによって何とか議会の方へ挙げてきて何とかこのルートを議会の方でみんなで決めようと話し合ったけれども、ルートは決まったわけではないけれどもある程度仮定のルートが載っている。小松議員さんではないけれども、私はお金をなるべくかけないような方向で道路をつくるのだ。それに上にルートをつくったほうがいい。そうすればトンネルもかなり短くなる。600メートル、700メートルのトンネルなんかはいらない。そういう方向でいったほうが、将来のまちづくりとすれば、大槌川沿いの方は今桎内の方はどんどん家も新しく建ってきている。おそらくバイパスから上の方がどんどんまちができていくのではないか。そういうふうを考えていったとき、病院の配置、学校なりそういう公の機関が配置になったとき、ぐるぐる回る循環型のまちづくりをつくれる。そのとき一番いい場所はもう少しかさ上げがあるのではないか。そういうことで話し合った経緯があるので。だからもう少しその辺は、土橋さん、あそこありきではなくて、そこを考えて、そうすればかなり山の奥の方まで立派な道路をつくれるルートがありますので、そうすればトンネルはかなり短くなりますので、そこを考えて進めていただきたい。

あとは、町長さんが東京まで陳情に行ったとき、今後も是非みなさんといっしょにこの新しいまちづくりのために陳情をやりましょうと、本当に心強い話をされてました。私もそう思って、いいこと考えたなど、みなさんと行きましたけども、今後も行くときはみなさん声かけをすれば、みなさん参加すると思いますので、ひとつよろしく願います。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議員のみなさま方と依然4、5回政務調査会で勉強会ということでいろんな提案やら要望やら出されまして、それで12項目だったと思うのですが、その中で一番トンネルの件、大ケ口から三枚堂に抜ける道路等を含めた今後のものとして必要なものと、議員全員でそれが一番と言われたことがあって、その後今横断道路の基本計画というか策定業務を出しまして16項目くらいだったと思います。トンネルの案、掘り割りの案、その他各地区の避難路の案と併せて16項目くらい、それはご説明しましたけれども、今言われたトンネルの案について、前は基本的な考え方についての業務委託だったのですけれども、今後はやはり復興交付金でやろうと申請するにしてもそれなりのB/C、費用対効果、トンネル等ができたことによって交通量等のトンネルの必要性というかの業務委託を発注する予定であります。

○議長（阿部六平君） あのですね、都市計画の用地取得とかそういう問題から離れているものですから……（「ずれない質問をします」の声あり）そうですか。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 用地対策について聞きますけど、今二人一組で用地交渉等をしているように聞いているのですけれども、現在のこの二人一組が何グループで動いているのかなど、コンサルタントに委託することによってその交渉グループがどの程度になるのか。そしてまた二つ目ですが、効果促進事業でそのコンサルタントに頼むことが認められたという説明でしたよね先ほど。これから全国で公共工事がたくさん始まる時、今までのように全国各地から職員が要請をしてもその要請に応じるくらいの職員の方々が大槌町に来れるのかということを考えれば、むしろ専門性をもったコンサルタントを何年間でもいいのですけど、役場の職員として専門的に用地交渉に当たってもらう方法も考えられると思うのですが、そこら辺前段はグループの数、後段のコンサルタントの職員化といいますか、そこら辺の見通しはいかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 最初の一歩目の質問でございますが、今現在都市整備課の方では4つの班がございます。用地対策班、区画整理班、市街地再生班、それから都市計画班。用地対策班については、ほかの3つの地区の用地を担っている形でございます。ほかの3つの班は、6つの防集事業、4つの区画整理事業、それから公園事業とかを担っているわけですが、現在は各班各地区ごとに用地を対応しているというのが実情でございます。今回計上させていただきました用地取得支援業務を活用しますと、各班3つのグループで対応しようと、ですから9つのグループ、チームを編成していきたいというふうに考えております。コンサルタントさんの方も9名以上の体制で対応するというふうに委託の方も設計していきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 応援職員の中で今のグループが構成されているわけで、3月になると元の自治体に帰る方々が多数いて入れかえが結構あると思います。来年度もこのくらいのグループ数が確保できればいいのですけど、今言うとおりの自治体の都合によっては今まで派遣されていたものが減るところも考えられますので、そこら辺のグループの減少を心配しているところでもあります。先ほどの質問の中で専門のコンサルタントを職員として何年間でもいいのですけど迎えるという方法はまず考えていないということですね。もしそうなのであれば、国の許可も必要でありますでしょうけど、効果促進事業

でそのコンサルタントに委託するのを認められるのであれば、そこら辺も今後要望等もしていかなければいけないかなと思っています。いいです。以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○6番（阿部俊作君） 土地区画のことについてですが、3月の一般質問でもちょこっとやりたいなと思いますので今のうちにフェイントをかけて質問いたします。まちづくりとして町全体の産業工場地帯あるいは商店、それから集団移転あるいは集団移転であればそこに集落ができるわけですが、そういう集落の位置とか町の全体をレイアウトしたものをそろそろ道路含めて出して、そして町民に声をかけていく。それから用地取得に関してはやっぱりおおまかな大槌町はこういうまちをつくりたいということで町長さんが、早い話、用地交渉は一番先に、町長さんが地権者なりそこにごあいさつをして、あと細かいことは事務方が行くという用地交渉があってもいいのではないかと思います。意見です。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 土地区画整理事業なのですけれども、今現在区画整理事業内に戻って住宅を再建をしたいという世帯数をすでに把握済みかと思うのですが、その世帯数がわかれば教えていただきたいです。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 4つの地区の中での世帯数ということでございますが、昨年私どもこちらの方に赴任いたしまして、6月くらいから個別意向調査ということで、各地域で役員の方々と協議をさせていただきながら、区画整理区域内に居住したい方、公営住宅に入居したい方あるいは高台に移転したい方、そういった形でお聞きをしてきました。そういう中で100パーセントというところまではいきついていないのが実情でございます。区画整理事業の中では国の制度といたしまして、ヘクタール当たり40人以上という縛りといいますか制約がございます。例えば町方地区ですと約30ヘクタールございますので、1,200人以上居住するというのがひとつの前提条件ということになっております。今回町方地区ですと、区画整理事業の今事業計画を事業化に向けて手続きを進めているわけですが、これは70人ということで見込んでございます。したがって、2,100人というような人口を見込んでおります。これの根拠といたしましては、従前町方地区、JR、以南も含めてですが、4千数百名お住まいだったというデータがあります。そういう中では、以南の須賀町とか栄町とかのところ、こういった方も含めて意向

調査の中で区画整理区域内に居住したいという方もございますし、災害公営住宅も中高層の住宅もつくっていききたいという考え方もございますので、そういった中でヘクターあたり70人、2,100人というような計画人口を設定したところでございます。ほかの地区につきましても、それぞれ地域の事情に応じた中で40人以上という設定をしているところでございます。以上です。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今あの見込みの数はでましたけど、意向調査はまだ100%終わっていないということで世帯数は出てきませんでしたけども、実はこの質問をした理由は、ここに戻りたい、住みたいと思っている人の前提に防潮堤があると思うのです。14.5メートルの防潮堤ができれば浸水しませんよということを前提にここにまちが再建されるのであれば住みたいと思っている人たちが希望しているわけです。ところがこのところNHKの報道であったりとか、新聞上の報道を見ると、この防潮堤に対して異議を唱えている人たちがあちこちで出てきている。果たしてその防潮堤の考え方はいいのだろうかという形でいろんなところで議論が今また始まりだしている。それと、一応以前に県は27年度末までにどんなことがあっても完成させますと言っておられました。今年25年です。果たして14.5メートルの防潮堤が27年度末までに完成するのでしょうか。完成しなかったときに、この区画整理事業が進んでいって、そこに戻りたいと思っている人たちが時間がかかればかかるほど住宅再建が難しくなってくると思うのです。その辺を早く県の方と是非協議をしていただき、明確な時期を示していただかないと住宅再建、そこにしようと思って希望していたのにできなくなってしまって、はっかけ状態のまちなみが出てしまうと、これも町として果たしてどうなのかなということを危惧しております。是非その辺のところ、県の方と防潮堤の完成予定等を明確にして時間を示していただかないと、なかなか住宅再建が進まないと思いますので、その辺のところをお願いして終わっておきます。以上です。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 関連でね、こう広がっていくのだけれども、私もいっぱいしゃべりたいことを持っているのです。それで改めて、川野さん、こういうしゃべれる機会を持ちませんか。というのは、この間の全員協議会で町方の区画整理についてURに委託すると、みなさん持っているわけですよ、その資料を。図面も見てましたいろいろ。うんとも問題があるから。今日は町長さんの方から法の壁という話があって、私もそう

思います。最後こういけば憲法第29条になるから、その壁を超えるというのは大変なことだと思うのです。そういうことで、いつまでもね、テレビでは復興は夢だとかといますけどね、このままだとますます町の人口が減っていきます。よそへ出ていきます。そういうことで、川野さん、やっぱりね早い機会に議員のみんなの意見を聞く会をもってくれませんか。要望して終わります。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） 全くその件についてはそのとおりかとは思いますが、いずれ町長も議会といっしょになってまちづくりをしていきたいという姿勢についてはご存じのとおりでありますので、その件については、どういう場がいいのか、政調会の中でやるべきなのか、その辺については議会の方で協議していただいて、うちの方からは、必要な要員、説明できる要員はいつでも準備したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第5号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成25年第2回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時42分

上記平成25年第2回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員